

## 避難訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	(1) 火災、地震の災害を決める。 (2) 出火場所、避難経路、使用する階段を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。
1 避難の指示	(1) 放送設備、非常ベル、自動火災報知設備で避難開始の指示を伝える。 (2) 放送設備、インターホン等で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。
2 誘導員の配置	(1) 次の場所に誘導員の配置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段入口付近</li> <li>・ 通路角</li> <li>・ エレベーター付近</li> <li>・ エスカレーター付近</li> <li>・ 避難場所</li> </ul> (2) メガホン、携帯用拡声器、旗等を活用する。
3 非常口の開放、避難路の確保	(1) 開錠の操作を行い、非常口を開放する。 (2) エレベーター、エスカレーターの使用禁止を周知する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じてエレベーター、エスカレーターの停止操作、非常用エレベーターの消防運転を行う。</li> </ul> (3) 防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。</li> </ul> (4) 避難障害物の除去等避難路の確保を行う。
4 避難誘導	(1) 避難を誘導する。 (2) メガホン、携帯用拡声器、旗等を活用し、先導する。 (3) 介助を要する者の搬送を行う。
5 避難の確認	(1) 逃げ遅れ者の有無、避難した者の状況確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けが人の受傷程度、人数の状況を調べる。</li> </ul> (2) 必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 (3) 状況を自衛消防隊本部に連絡する。
6 避難器具等の設定	(1) 避難器具等の設定を行う。 (2) 避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前の安全確認を行う。